

○宮古島市放置自動車等防止条例施行規則

平成17年10月 1 日

規則第100号

改正 平成25年 3 月27日規則第11号

平成27年 4 月15日規則第27号

平成28年 3 月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市放置自動車等防止条例（平成17年宮古島市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置となる相当期間)

第2条 条例第2条第3号に規定する相当期間とは、30日間とする。

(使用済自動車の利用届出)

第3条 条例第4条第3項の規定による届出は、様式第1号によるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときはその内容等を調査し、適当と認めるときは、廃棄自動車の利用届出済証（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の自動車利用届出済証を受けた者は、これを当該自動車の見やすい場所に貼付しなければならない。

(使用自動車の廃止等の届出)

第4条 条例第6条の規定による届出は、様式第3号による。

(処分処理の証明書の発行)

第5条 条例第9条の規定による証明書の発行は、様式第4号によるものとする。

(調査又は立入調査)

第6条 条例第12条の規定による調査を実施することができる。また、必要に応じて土地の所有者、管理者又は関係者及び関係機関の協力を得て行うものとする。

2 前項の規定により調査を行う担当職員は、身分証明書（様式第5号）を携

帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(放置自動車の所有者に対する勧告)

第7条 条例第13条の規定による勧告は、様式第6号により行うものとする。

(放置自動車の廃棄物認定基準)

第8条 条例第14条の規定による認定基準は、次に掲げる当該各号によるものとする。

- (1) 条例第2条第1項に定める公共の場所に相当期間放置されている自動車(以下「放置自動車」という。)
- (2) 自動車としての本来の機能を有しない放置自動車
- (3) 所有者等が不明の放置自動車
- (4) その他市長が認めたもの

(宮古島市放置自動車廃棄物認定委員会)

第9条 条例第15条に規定する宮古島市放置自動車廃棄物認定委員会(以下「委員会」という。)は、次の機関等の職員等をもって構成する。

- (1) 宮古島市福祉部
- (2) 宮古警察署
- (3) 宮古福祉保健所
- (4) その他市長が必要と認める関係機関の者

2 委員長は、宮古島市生活環境部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

4 事務局は、宮古島市生活環境部環境衛生課に置き、事務局長に同課長を充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、事務局長がその職務を代理する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平25規則11・平27規則27・一部改正)

(委員会)

第10条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員から要請があったと

きに委員長が招集する。

(意見の聴取)

第11条 委員会は、その議事に関し必要がある場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(廃棄物の認定)

第12条 条例第16条第1項の規定による認定を行ったときは、その旨を告示するものとし当該告示の期間は7日間とする。

2 前項に規定する公示は、宮古島市公告式規則（平成17年宮古島市規則第2号）第2条第2項に規定する掲示板に自動車廃棄物廃物認定告示（様式第7号）を掲示して行うものとする。

3 第1項に規定する期間内に、関係人から異議の申出があったときは、申出人に対し当該自動車の撤去又はその他必要な措置を行わせるものとする。

4 自動車廃棄物認定告示を行う場合は、処分を行う旨のお知らせ（様式第8号）を告示と同時に当該自動車に貼付するものとする。

(費用の徴収)

第13条 市長は、放置自動車を処分したときは、当該自動車の所有者又は使用者から処分に要した費用を請求することができる。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に係る費用を減額し、免除することができる。

(審査請求)

第14条 この規則に定める処分について不服があるときは、告示の日又は勧告書等を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し審査請求をすることができる。

(平28規則27・全改)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の平良市放置自動車等防止条例施行規則（平成13年平良市規則第14号）、下地町放置自動車等防止条例施行規則（平成13年下地町規則第8号）又は上野村自動車放置等防止条例施行規則（平成13年上野村規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月27日規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月15日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

宮古島市長 様

届け人

住所：〔法人の場合は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
氏名： ①  
電話： 〕

### 廃棄自動車の利用届

宮古島市放置自動車等防止条例第4条第3項に基づき下記の廃棄自動車の利用届けをします。

記

届出番号	第 号
廃棄自動車の利用者の住所氏名	住 所：
	氏 名：
廃棄自動車の利用及び集積の理由	
廃棄利用自動車の台数	1 車体番号
	2 車体番号
事業所の集積台数	台

- ◎添付書類：1 廃棄自動車の抹消登録証の写し  
2 廃棄自動車利用場所の位置図及び地番

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

宮古島市長 様

届け人  
住所： 〔法人の場合は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
氏名： ①  
電話： 〕

廃棄自動車の利用届出済証

記

届出番号	第 号
廃棄自動車の利用者の住所氏名	住 所： 氏 名：
廃棄自動車の利用及び集積の理由	
廃棄利用自動車の台数	1 車体番号
	2 車体番号
事業所の集積台数	台

上記の廃棄自動車の利用届については、適正と認め承認する。

年 月 日

届出承認番号：

届出人住所：

氏名：

宮古島市長



\*この利用届済書は利用自動車の目に付く箇所に貼付のこと。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

宮古島市長 様

届け人

住所： 法人の場合は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
氏名： (印)  
電話：

使用自動車の廃止(廃棄・移動)届

宮古島市放置自動車等防止条例第6条に基づき下記の自動車の廃止(廃棄・移動)届をします。

廃止自動車の主な 使用者の住所氏名	1 住所：-----		
	2 氏名：-----		
廃止・移動自動車 の 種 別	登 録 番 号		車 体 番 号
	車 名	用 途	登 録 名 義 人 及 び 住 所
			1 名義人：----- 2 住 所：-----
移 動 使 用 先	1 移動地	2 廃止(廃棄) 3 自己使用(目的等)	

◎添付書類：廃止車両の抹消車検証の写し

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

宮古島市長 様

処理依頼人

住所： 〔法人の場合は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
氏名： ⑩  
電話： 〕

廃止(廃棄)自動車の処理証明書

処理自動車の主な 使用者の住所氏名	1 住所：		
	2 氏名：		
廃止処理自動車 の種別	登 録 番 号		車 体 番 号
	車 名	用 途	登 録 名 義 人 及 び 住 所
			名義人： 住 所：
	処 理 依 頼 月 日	年 月 日	
処 理 月 日	年 月 日( 曜日)		

宮古島市放置自動車等防止条例第9条第1項に基づき、上記の自動車を適正に処理したことを証明する。

処理指定業者 商 号：

住 所：

氏 名： ⑩

電 話：



様式第5号(第6条関係)

(表)

第 号
宮古島市役所〇〇〇課(室)
氏 名 :
宮古島市放置自動車等防止条例第12条第1項の規定による身分証明書
年 月 日
宮古島市長

5.5cm

(裏)

この証明書を携帯する者は、宮古島市放置自動車等防止条例第12条第
1項の規定による権限を有する者である。

5.5cm

9.0cm

様式第6号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長

放置自動車の撤去勧告書

宮古島市〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番地付近の放置自動車を調査したところ、あなたの所有との回答を得ています。

事実に相違なければ早急に撤去するように勧告します。

そのまま放置すると廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)・宮古島市廃棄物処理及び清掃に関する条例(第9条)に違反し、廃棄物処理及び清掃に関する法律(第25条)により5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処される場合もあるので念のため申し添えます。

記

- 1 調査年月日 :
- 2 放置・放棄の場所 :
- 3 放置・放棄自動車の車 種 :  
登録番号 :  
エンジン番号 :  
抹消年月日 :
- 4 撤去期限 : 年 月 日(曜日)午後5時まで
- 5 問い合わせ先 : 宮古島市役所生活環境部環境衛生課  
電話0980-77-8059

\*なお、この勧告書との行き違いで、自動車の撤去が完了されていた場合は、ご容赦願います。

様式第7号(その1)(第12条関係)

宮古島市告示第 号

自動車廃棄物廃物認定告示

自動車の種別	別貼	自動車の形状及び色	別貼
車名	別貼	自動車登録番号	別貼
所有者等	住所	別貼	
	氏名	別貼	
放置場所	別貼		
宮古島市放置自動車廃棄物認定委員会廃棄物 認定年月日	年 月 日		
自動車廃棄物認定年月日	年 月 日		

上記のとおり認定したので、宮古島市放置自動車等防止条例施行規則第12条第2項の規定により告示する。

年 月 日

宮古島市長

様式第7号(その2)(第12条関係)

宮古島市告示第 号

自動車廃棄物廃物認定告示

宮古島市放置自動車等防止条例第16条に係る廃棄物認定自動車

No. 1

	種 別	色	車 名	登録番号又は車体番号	所有者の氏名及び住所	放置の場所	認定月日	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								


年 月 日開催宮古島市放置自動車廃棄物認定委員会において、上記のとおり認定したので、宮古島市放置自動車等防止条例施行規則第12条第2項の規定により告示する。

年 月 日

宮古島市長



様式第8号(第12条関係)

お 知 ら せ

この自動車は「宮古島市放置自動車等防止条例」に抵触しています。この自動車の所有者又は管理者等は、至急撤去してください。

年 月 日までに撤去しない場合は、この自動車を条例に基づき処分いたします。

なお、処分に要した経費は、所有者等が負担することになります。

年 月 日

宮古島市長



様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

（平27規則27・一部改正）

様式第7号（その1）（第12条関係）

様式第7号（その2）（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）